

## 適合証明検査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、機密文書処理サービス事業所の適合証明検査に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における「機密文書処理サービス事業所」とは、一般社団法人機密情報抹消事業者協会（以下「本協会」という。）に入会した機密文書処理サービスを行う正会員をいう。

2 この規程における「機密文書処理サービス認定事業所」（以下「認定事業所」という。）とは、機密文書処理サービス事業所のうち、本協会が指定する検査機関が行う適合証明検査に合格した事業所をいう。

3 機密情報抹消サービスの事業区分はつぎのとおりとする。

#### (1) 収集運搬

(1)-A 収集運搬（即日搬入）

(1)-B 収集運搬（積置き車両保管）

(1)-C 収集運搬（積替え保管）

#### (2) 移動式裁断

#### (3) 定置式破碎

#### (4) 直接溶解

### (適合証明検査)

第3条 機密文書処理サービス適合事業所の適合証明検査は、本協会が指定する検査機関（以下「指定検査機関」という。）が行う。

### (指定検査機関)

第4条 指定検査機関は、つぎの要件を満たしている検査機関から選定し、指定するものとする。

(1) 法人の目的として、定款などに「公正な第三者機関」であることを明記していること。

(2) 法人が、ISO/IEC 17020 に基づいた品質システムについて、外部機関の認定を取得していること。

(3) 法人が、ISO/IEC 17025 に基づいた品質システムについて、外部機関の認定を取得していること。

(4) 法人が国から指定を受け、情報セキュリティ関連の検査などを実施した実績があること。

2 指定機関の選定及び指定は、理事会の決議により行う。

### (適合証明検査の申込み)

第5条 適合事業所の検査を受けようとする機密文書処理サービス事業所は、第2条第3項の事業区分ごとに、本協会に適合証明検査の申込み（様式1）をしなければならない。ただし、積置き車両保管及び積替え保管は収集運搬の工程に含まれる事業であるため、単独の事業区分として検査を申し込むことはできない。

2 機密文書処理サービス事業所の適合証明検査の申込みがあったときは、本協会は指定検査機関に検査を依頼しなければならない。

### (検査基準)

第6条 適合証明検査は、つぎに掲げる事項について本協会が定める基準に基づいて書面検査及び現地検査により行う。

(1) 組織的安全管理措置

(2) 人的安全管理措置

(3) 技術的安全管理措置

(4) 物理的安全管理措置

(5) リサイクルの促進に関する措置

2 本協会は、前項の基準を定めるにあたっては、あらかじめ、機密文書処理サービス適合証明検査基準検討委員会の意見を聴くものとする。

(認定事業所)

第7条 機密文書処理サービス事業所が、指定検査機関の行う検査に合格したときは、指定検査機関は当該事業所に検査成績書及び適合証を交付する。

2 指定検査機関の適合証の交付を受けて、本協会は認定証を交付し、検査成績書及び適合証と合わせて認定証を当該事業所に送付するものとする。

3 認定証の記載事項はつぎのとおりとする。

- (1) 認定番号
- (2) 事業所及び所在地
- (3) 認定年月日
- (4) 有効期限
- (5) 認定事業の範囲
- (6) 検査機関の名称

(認定証の有効期間)

第8条 認定証の有効期間は、適合証明検査に合格した日から起算して3年とし、機密文書処理サービス適合事業所は3年ごとに更新検査を申請することができる。

(変更の届出など)

第9条 認定事業所は、認定証に記載された事項に変更があったとき又は当該適合認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、変更及び廃止届(様式2)にその変更内容及び時期を記載し、本協会に届け出なければならない。

2 認定事業所が本協会を退会したとき又は当該適合認定に係る事業を廃止したときは、認定証は無効となる。この場合において、本協会を退会又は当該認定に係る事業を廃止した事業所は、遅滞なく、その認定証を返却しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 本協会は、認定の有効期間内であっても認定事業所が第6条第1項の基準に適合しなくなったとき、又は認定事業所においてこの規程の目的に照らして特に支障があると認められる事由が生じたときは、その認定を取り消すことができる。

2 本協会は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定事業所にその旨を通知するとともに、これを公表する。

3 前項の通知を受けた認定事業所は、遅滞なく、本協会にその認定証を返却しなければならない。

(認定の更新)

第11条 適合認定の有効期間の更新の申請をようとする認定事業所は、更新検査申込書(様式3)に認定番号、認定年月日、事業所の名称及び事業所所在地を記載し、本協会に申し込まなければならない。

2 前項の更新の申込みは、適合認定有効期間の満了日の3ヶ月から1ヶ月前までの間とする。

3 第2条第3項、第5条並びに第6条の規定は、第1項の更新に準用する。

(適合証明検査基準検討委員会)

第12条 適合証明検査基準検討委員会は、つぎの各号に掲げる者のうちからそれぞれ本協会代表理事が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 認定制度について知見を有する有識者
- (2) 本協会の正会員

2 この規程に定めるもののほか、適合証明検査基準検討委員会の運営に関し必要な事項は、本協会理事会が定める。

(維持点検)

第 13 条 認定事業所は、認定取得後 1 年目及び 2 年目に維持点検を実施し、その結果を提出期限までに代表理事に提出しなければならない。

2 維持点検は、別に理事会が定める維持点検実施要領に基づいて行うものとする。

(認定ロゴマーク)

第 14 条 認定事業所は、本協会が作製する認定ロゴマークを使用することができる。

2 認定事業所は、認定ロゴマークを使用するにあたって別に理事会が定める認定ロゴマーク使用規則を遵守しなければならない。

(適合証明検査及び維持点検に伴う料金)

第 15 条 適合証明検査を受ける機密文書処理サービス事業所は、検査時に適合証明検査料金を支払わなければならない。

2 認定を取得した機密文書処理サービス事業所は、維持点検実施時に実施料金を支払わなければならない。

3 適合証明検査及び維持点検に伴う料金は、理事会が定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、2019 年 7 月 1 日から施行する。